

必読

暮らしの法律ナビ

No.20

遺言と任意後見⑤

本来、遺言と任意後見制度は全く別の制度ですが、「自分の事は自分で決める」という方が増加しており、公正証書で遺言を作成する際に任意後見制度を利用する場合があります。見守り契約、任意後見契約、遺言を通称3点セットという事もあります。

見守り契約↓本人の判断能力が低下するまでの間、定期的に本人の生活状況を確認する契約。親と子の間で契約も可能。必要に応じて財産管理契約をすることもできます。また、実際に世話をしている子どもに報酬として毎月金銭を交付することができるので、相続時に親の面倒をみない子どもとの公平を図ることができず。面倒をみてくれる子

どもに対して定期的に金銭の贈与をしているケースがあります。贈与は相続分の先渡しになるだけで、結局その子の労に報いることができる場合があります。見守り契約は、認知症等で判断能力が衰えた場合にスムーズに任意後見人の手続に移るための契約ですが、相続人間の実質的な公平を図る事も可能です。悩みの方はご相談下さい。

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>